

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（第一条関係）	1
○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百二号）（第二条関係）	72
○沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（第三条関係）	75
○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（第四条関係）	85
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（第五条関係）	86
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（第六条関係）（令和十四年五月十五日時点）	89
○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（附則第十四条関係）	92
○公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（附則第十五条関係）	94
○農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）（附則第十六条関係）	95
○特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）	96
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）	97
○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十九条関係）	99
○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（附則第二十条関係）	100
○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（附則第二十一条関係）	101
○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）（附則第二十二条関係）	102
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（附則第二十三条関係）（令和十四年五月十五日時点）	103
○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（附則第二十四条関係）	105
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第二十五条関係）	106
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第二十六条関係）	107
○防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第二十七条関係）	110

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 沖縄振興計画等（第三条の二―第五条） 第三章 産業の振興のための特別措置 第一節 観光の振興 第一款 観光地形成促進計画等（第六条―第十一条） 第二款 外国人観光旅客の来訪の促進（第十二条―第二十条） 第三款 環境保全型自然体験活動（第二十一条―第二十五条） 第四款 観光振興のための免税等（第二十六条・第二十七条） 第二節 情報通信産業振興計画等（第二十八条―第三十四条） 第三節 産業イノベーション促進計画等（第三十五条―第四十条） 第四節 国際物流拠点産業集積計画等（第四十一条―第五十四条） 第五節 経済金融活性化特別地区（第五十五条―第五十九条） 第六節 農林水産業の振興（第六十条―第六十二条） 第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保（第六十三条・第六十四条） 第八節 中小企業の振興（第六十五条―第六十七条） 第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例（第六十八条・第六十九条） 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 沖縄振興計画等（第三条の二―第五条） 第三章 産業の振興のための特別措置 第一節 観光の振興 第一款 観光地形成促進計画等（第六条―第十一条） 第二款 外国人観光旅客の来訪の促進（第十二条―第二十条） 第三款 環境保全型自然体験活動（第二十一条―第二十五条） 第四款 観光振興のための免税等（第二十六条・第二十七条） 第二節 情報通信産業振興計画等（第二十八条―第三十四条） 第三節 産業高度化・事業革新促進計画等（第三十五条―第四十条） 第四節 国際物流拠点産業集積計画等（第四十一条―第五十四条） 第五節 経済金融活性化特別地区（第五十五条―第五十九条） 第六節 農林水産業の振興（第六十条―第六十二条） 第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保（第六十三条―第六十五条） 第八節 中小企業の振興（第六十六条―第七十二条） 第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例（第七十三条・第七十四条） 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特

別措置（第七十条―第七十六条）

第五章 文化の振興等（第七十七条―第八十五条）

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

第一節 北部地域及び離島の地域の振興（第八十六条―第八十九条）

第二節 その他の措置（第九十条―第九十二条）

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置（第九十三条）

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第九十四条―第一百条）

第九章 沖縄振興審議会（第一百三十三条・第一百四十四条）

第十章 雑則（第一百五十五条―第一百八条）

附則

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 九（略）

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（高度情報通信

ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することという。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。）の利用その他エネルギー

別措置（第七十五条―第八十三条の二）

第五章 文化の振興等（第八十四条―第八十八条）

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十九条―第九十四条）

（新設）

（新設）

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置（第九十五条―第一百条）

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第一百五十五条―第一百条）

第九章 沖縄振興審議会（第一百一十一条・第一百二十二条）

第十章 雑則（第一百十三条―第一百十六条）

附則

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 九（略）

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品

若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することという。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することという。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

一の供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。
十一ゝ十五（略）

（沖縄振興基本方針）

第三条の二（略）

2（略）

3 基本方針は、令和四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4ゝ6（略）

（沖縄振興計画）

第四条（略）

2・3（略）

4 沖縄振興計画は、令和四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5ゝ9（略）

（観光地形成促進計画の作成等）

第六条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一ゝ三（略）

四 前号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果

十一ゝ十五（略）

（沖縄振興基本方針）

第三条の二（略）

2（略）

3 基本方針は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4ゝ6（略）

（沖縄振興計画）

第四条（略）

2・3（略）

4 沖縄振興計画は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5ゝ9（略）

（観光地形成促進計画の作成等）

第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一ゝ三（略）

（新設）

五 第七条の二第一項に規定する観光地形成促進措置実施計画の

同条第四項の認定に関する基本的事項

(削る)

- 3| 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4| 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

- 5| 主務大臣は、前項の規定により観光地形成促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

- 6| 主務大臣は、第四項の規定により提出された観光地形成促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

- 7| 第三項から前項までの規定は、観光地形成促進計画の変更にについて準用する。

(観光地形成促進計画の実施状況の報告等)

第七条 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した観光地形成促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

(観光地形成促進措置実施計画の認定等)

(新設)

- 3| 前項各号に掲げる事項のほか、観光地形成促進計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

- 4| 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 5| 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

- 6| 主務大臣は、前項の規定により観光地形成促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

- 7| 主務大臣は、第五項の規定により提出された観光地形成促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

- 8| 第四項から前項までの規定は、観光地形成促進計画の変更にについて準用する。

(観光地形成促進計画の実施状況の報告等)

第七条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した観光地形成促進計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

第七条の二 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設の整備その他の措置（以下この款において「観光地形成促進措置」という。）を実施する者は、提出観光地形成促進計画に即して、観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下この条において「観光地形成促進措置実施計画」という。）を作成し、当該観光地形成促進措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。
2 観光地形成促進措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 観光地形成促進措置により達成しようとする目標
二 観光地形成促進措置の内容及び実施期間
三 観光地形成促進措置の実施体制
四 観光地形成促進措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
3 観光地形成促進措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その観光地形成促進措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 提出観光地形成促進計画に適合するものであること。
二 観光地形成促進措置を実施することが当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進を図るために有効かつ適切なものであること。
三 観光地形成促進措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めると

ころにより、当該認定に係る観光地形成促進措置実施計画の概要を公表するものとする。

6 第四項の認定を受けた者（以下この款において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る観光地形成促進措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る観光地形成促進措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この款において「認定観光地形成促進措置実施計画」という。）に従つて観光地形成促進措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 沖縄県知事は、認定観光地形成促進措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定観光地形成促進措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況の報告）

第七条の三 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第七条の四 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この章において「普通保険」という。）又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この章において「無担保保険」という。）の保険関係

（新設）

（新設）

であつて、観光地形成促進関連保証（同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定観光地形成促進措置実施計画に従つて観光地形成促進措置を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第三条の二第一項	第三条の二第三項
保険価額の合計額が	保険価額の合計額が	当該借入金の額のうち 当該債務者
沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証（以下「観光地形成促進関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	観光地形成促進関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	観光地形成促進関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち観光地形成促進関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 | 普通保険の保険関係であつて、観光地形成促進関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 | 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、観光地形成促進関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第七条の五 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従つて観光地形成促進措置を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定観光地形成促進措置実施計画に従つて観光地形成促進措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この章において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された

(新設)

新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。
。）の保有

2 | 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであつて、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従つて実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2
(略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められ

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであつて、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2
(略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められ

た観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下この条において同じ。）において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大

た観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下この条において同じ。）において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大

臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。以下この条において同じ。）において、若しくは旅客ターミナル施設等若しくは特定販売施設において小売業の業務を行う者から電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により購入し、旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。

（情報通信産業振興計画の作成等）

第二十八条 沖縄県知事は、基本方針に即して、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。

2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（第三十条第一項及び第三十一条第二項において「情報通信産業特別地区」という。）を定める場合にあつては、その区域

四 （略）

五 前号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果

六 第二十九条の二第一項に規定する情報通信産業振興措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

（削る）

3 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めようとするときは

臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。

（情報通信産業振興計画の作成等）

第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。

2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（第三十条第一項において「情報通信産業特別地区」という。）を定める場合にあつては、その区域

四 （略）

（新設）

（新設）

3 前項各号に掲げる事項のほか、情報通信産業振興計画には、同項第四号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めようとするときは

、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
4| 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5| 主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6| 主務大臣は、第四項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に對し、これを変更すべきことを求めることができる。

7| 第三項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更に對して準用する。

(情報通信産業振興計画の実施状況の報告等)

第二十九条 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

(情報通信産業振興措置実施計画の認定等)

第二十九条の二 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「情報通信産業振興措置」という。）を実施する者は、提出情報通信産業振興計画に即して、情報通信産業振興措置の実施に関する計画（以下この条において「情報通信産業振興措置実施計画」という。）を作成し、当該情報通信産業振興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事

、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
5| 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6| 主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7| 主務大臣は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に對し、これを変更すべきことを求めることができる。

8| 第四項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更に對して準用する。

(情報通信産業振興計画の実施状況の報告等)

第二十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

(新設)

の認定を申請することができる。	2 情報通信産業振興措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	一 情報通信産業振興措置により達成しようとする目標	二 情報通信産業振興措置の内容及び実施期間	三 情報通信産業振興措置の実施体制	四 情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	3 情報通信産業振興措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。	4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その情報通信産業振興措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	一 提出情報通信産業振興計画に適合するものであること。	二 情報通信産業振興措置を実施することが当該区域における情報通信産業の振興を図るために有効かつ適切なものであること。	三 情報通信産業振興措置が確実に実施されると見込まれるものであること。	5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る情報通信産業振興措置実施計画の概要を公表するものとする。	6 第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る情報通信産業振興措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。	7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。	8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る情報通信産業
------------------------	--	------------------------------------	--------------------------------	----------------------------	--	--	--	--------------------------------------	---	--	--	---	--	---

振興措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定情報通信産業振興措置実施計画」という。）に従って情報通信産業振興措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 沖縄県知事は、認定情報通信産業振興措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定情報通信産業振興措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況の報告）

第二十九条の三 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

（特定情報通信事業の認定等）

第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた法人（以下この条及び第三十一条第二項において「認定法人」という。）は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定情報通信事業（以下この節において「認定特定情報通信事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3 沖縄県知事は、認定特定情報通信事業の適正な実施のため必要

（新設）

第三十条 提出情報通信産業特別地区における事業の認定）
第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

（新設）

（新設）

があるとき、認定法人に対し、その実施に必要措置を講ずることが出来る。

4 沖縄県知事は、認定法人が第一項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならぬ。

6 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十条の二 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、情報通信産業振興関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金又は認定特定情報通信事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証(以下「情報通信産業振興関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
--------	-----------	--

2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならぬ。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(新設)

第三条の二 第一項	保険価額の合計額が	情報通信産業振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二 第三項	当該借入金のうち当該債務者	情報通信産業振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち情報通信産業振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2

普通保険の保険関係であつて、情報通信産業振興関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3

普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、情報通信産業振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十条の三 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

（新設）

一 中小企業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施し、又は認定特定情報通信事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施し、又は認定特定情報通信事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権（新株予約権等）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 | 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

（課税の特例）

第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って実施する情報通信産業振興措置が当該区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定法人（当該認定法人が営む認定特定情報通信事業が提出情

（課税の特例）
第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得

報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。)の認定特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第三節 産業イノベーション促進計画等

(産業イノベーション促進計画の作成等)

第三十五条 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション(産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。)を促進するための計画(以下「産業イノベーション促進計画」という。)を定めることができる。

2 産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定め

については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第三節 産業高度化・事業革新促進計画等

(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)

第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。

2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定

るものとする。

一 (略)

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であつて、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。）の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業イノベーション促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

四 前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果

五 第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

3 沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により産業イノベーション促進計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第四項の規定により提出された産業イノベーション促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、産業イノベーション促進計画の変更について準用する。

めるものとする。

一 (略)

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であつて、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

(新設)

(新設)

3 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により産業高度化・事業革新促進計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、産業高度化・事業革新促進計画の変更について準用する。

(産業イノベーション促進計画の実施状況の報告等)

第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した産業イノベーション促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下この節において「提出産業イノベーション促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 (略)

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業イノベーション促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置(以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。)を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出産業イノベーション促進計画に適合するものであること

(産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等)

第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 (略)

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業高度化・事業革新促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(新設)

- 二 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該区域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。
- 三 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画の概要を公表するものとする。
- 6 第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
- 8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定産業高度化・事業革新措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（削る）

- 一 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該産業高度化・事業革新促進地域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。
- 二 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

（新設）

- 5 前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
- 6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

- 7 沖縄県知事は、認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画（第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

（新設）

第三十五条の四 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に係る産業高度化・事業革新措置の適確な実施に必要な指

（認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況の報告）
 第三十五条の四 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十五条の五 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、産業高度化・事業革新関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第三条第一項	第三条第一項
額が	額が	額が
保険価額の合計額	保険価額の合計額	保険価額の合計額
産業高度化・事業革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	産業高度化・事業革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	産業高度化・事業革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

導及び助言を行うことができる。

第三十五条の五 沖縄県知事は、認定事業者に対し、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

（新設）

第三条の二 第三項	当該借入金 の額のうち	の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該債務者	産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2

普通保険の保険関係であつて、産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3

普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十五条の六 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて産業高度化・事業革新措置を実施するために資本金の額が三

（新設）

億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2| 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

（課税の特例）

第三十六条 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

（課税の特例）

第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十七条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（前条に規定する主務大臣の承認を受けた者に限る。）について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（資金の確保等）

第三十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（施設等の整備）

第三十九条 国及び地方公共団体は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域における製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の振興を促進するために必要な次に掲げる施設等の整備の促進に努めるものとする。

一 共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）

二 工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する土地をいう。）、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設

第三十七条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（資金の確保等）

第三十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（施設等の整備）

第三十九条 国及び地方公共団体は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域における製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の振興を促進するために必要な共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）

二 工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する土地をいう。）、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設並びに提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の

二 当該区域内の工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設

（農地法等による処分についての配慮）

第四十条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内の土地を前条各号に掲げる施設等の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域における産業のイノベーションが促進されるよう配慮するものとする。

第四節 国際物流拠点産業集積計画等

（国際物流拠点産業集積計画の作成等）

第四十一条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 （略）

四 前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果

五 第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項（削る）

3 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとする

工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努めるものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

第四十条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の土地を前条に規定する施設等の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化及び事業革新が促進されるよう配慮するものとする。

第四節 国際物流拠点産業集積計画等

（国際物流拠点産業集積計画の作成等）

第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 （略）

（新設）

（新設）

3 前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとする

きは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4| 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5| 主務大臣は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6| 主務大臣は、第四項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7| 第三項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。

(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)

第四十二条 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

(国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定等)

第四十二条の二 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置(以下この節において「国際物流拠点産業集積措置」という。)を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画(以下この条において「国際物流拠点産業集積措置実

きは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5| 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6| 主務大臣は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7| 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8| 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。

(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)

第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

(新設)

	「実施計画」という。）を作成し、当該国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。
2	国際物流拠点産業集積措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一	国際物流拠点産業集積措置により達成しようとする目標
二	国際物流拠点産業集積措置の内容及び実施期間
三	国際物流拠点産業集積措置の実施体制
四	国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
3	国際物流拠点産業集積措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
4	沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一	提出国際物流拠点産業集積計画に適合するものであること。
二	国際物流拠点産業集積措置を実施することが当該区域における国際物流拠点産業の集積を図るために有効かつ適切なものであること。
三	国際物流拠点産業集積措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
5	沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要を公表するものとする。
6	第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）に従つて国際物流拠点産業集積措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 沖縄県知事は、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の実施状況の報告）

第四十二条の三 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）

第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業を当該区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一・二 （略）

2 5 （略）

（特定国際物流拠点事業の認定等）

（新設）

（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）

第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一・二 （略）

2 5 （略）

第四十四条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた法人（以下この条及び第五十条第二項において「認定法人」という。）は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定国際物流拠点事業（以下この節において「認定特定国際物流拠点事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3 沖縄県知事は、認定特定国際物流拠点事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 沖縄県知事は、認定法人が第一項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

6 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（中小企業信用保険法の特例）

第四十八条 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、国際物流拠点産業集積関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従つて国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金又は認定特定国際物流拠点事業を営む

第四十四条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

（新設）

（新設）

2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（新設）

ために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。
 一）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第三条第二第一項	第三条第二第三項
保険価額の合計額が	保険価額の合計額が	当該借入金のうち当該債務者
沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証（以下「国際物流拠点産業集積関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	国際物流拠点産業集積関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち当該債務者

2 | 普通保険の保険関係であつて、国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 | 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社の特例）

第四十九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従つて国際物流拠点産業集積措置を実施し、又は認定特定国際物流拠点事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従つて国際物流拠点産業集積措置を実施し、又は認定特定国際物流拠点事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の

（新設）

保有

2 | 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

(課税の特例)

第五十条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 | 認定法人（当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）の認定特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十一条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の

(課税の特例)

第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 | 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第四十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得

確認を受けた者に限る。)について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第五十二条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第五十三条 国及び地方公共団体は、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

(税関等の業務を機動的に行う体制の整備等)

第五十四条 国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(削る)

に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第五十一条 国及び地方公共団体は、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

(税関等の業務を機動的に行う体制の整備等)

第五十二条 国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五十三条及び第五十四条 削除

(経済金融活性化計画の認定等)

第五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（以下この条において「経済金融活性化計画」という。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 (略)

四 前号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果

五 第五十五条の四第一項に規定する経済金融活性化措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

(削る)

3 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その経済金融活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

5 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

7 沖縄県知事は、第四項の認定に係る経済金融活性化計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

(経済金融活性化計画の認定)

第五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（以下この条及び次条において「経済金融活性化計画」という。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

3 前項各号に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、同項第三号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、経済金融活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(新設)

(新設)

9 内閣総理大臣は、第四項の認定に係る経済金融活性化計画（第七項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化計画」という。）の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

10 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

11 第六項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

（認定経済金融活性化計画の実施状況の報告等）

第五十五条の三 沖縄県知事は、認定経済金融活性化計画の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

（経済金融活性化措置実施計画の認定等）

第五十五条の四 経済金融活性化特別地区の区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「経済金融活性化措置」という。）を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画（以下この条において「経済金融活性化措置実施計画」という。）を作成し、当該経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2 経済金融活性化措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

（新設）

（新設）

（新設）

（経済金融活性化計画の変更）

第五十五条の三 沖縄県知事は、前条第五項の認定を受けた経済金融活性化計画（以下「認定経済金融活性化計画」という。）の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第四項から第七項までの規定は、認定経済金融活性化計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第五十五条の四 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

一	経済金融活性化措置により達成しようとする目標
二	経済金融活性化措置の内容及び実施期間
三	経済金融活性化措置の実施体制
四	経済金融活性化措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
3	経済金融活性化措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
4	沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その経済金融活性化措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一	認定経済金融活性化計画に適合するものであること。
二	経済金融活性化措置を実施することが当該区域における経済金融の活性化を図るために有効かつ適切なものであること。
三	経済金融活性化措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
5	沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の概要を公表するものとする。
6	第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
7	第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
8	沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る経済金融活性化措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化措置実施計画」という。）に従つて経済金融活性化措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 沖縄県知事は、認定経済金融活性化措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定経済金融活性化措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況の報告)

第五十五条の五 認定事業者は、内閣府令で定めるところにより、認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

(削る)

(特定経済金融活性化事業の認定等)

第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業（次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。）を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

(措置の要求)

第五十五条の五 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第五十五条の六 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

2 第五十五条の二第七項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

(経済金融活性化特別地区における事業の認定)

第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2

前項の認定を受けた法人（以下この条及び第五十七条第二項において「認定法人」という。）は、内閣府令で定めるところにより、その認定に係る特定経済金融活性化事業（以下この節において「認定特定経済金融活性化事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3

沖縄県知事は、認定特定経済金融活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

4

沖縄県知事は、認定法人が第一項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5

沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

6

第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

（中小企業信用保険法の特例）

第五十六条の二 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、経済金融活性化関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定経済金融活性化措置実施計画に従つて経済金融活性化措置を実施するために必要な資金又は認定特定経済金融活性化事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第 一項	保険価額の合計 額が	沖縄振興特別措置法（平成十 四年法律第十四号）第五十六 条の二第一項に規定する経済
------------------------	---------------------------	--

（新設）	2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。	4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。	（新設）
-------------	---	---	---------------------------------------	-------------

	第三条の 二第一項 保険価額の合計額が	金融活性化関連保証（以下「経済金融活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の 二第二項 当該借入金のうち	当該借入金のうち 当該債務者	経済金融活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 経済金融活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

- 2

普通保険の保険関係であつて、経済金融活性化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。
- 3

普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、経済金融活性化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内におい

て政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第五十六条の三 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施し、又は認定特定経済金融活性化事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施し、又は認定特定経済金融活性化事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)、又は新株予約権付社債(新株予約権及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。))又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。))の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

(課税の特例)

第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化措置実施計画に従って認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところ

(新設)

(課税の特例)

第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

により、課税の特例の適用があるものとする。

- 2 認定法人の認定特定経済金融活性化事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第五十七条の二 特定経済金融活性化事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

255 (略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化措置実施計画に従って認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(削る)

- 2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

255 (略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第六十四条 削除

(課税の特例)

第六十四条 (削る)

電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第三号に規定するガス状炭化水素であつて関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七一・一一号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。)については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

第八節 中小企業の振興

(資金の確保等)

第六十五条 国及び地方公共団体は、沖縄の中小企業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(国等の援助)

第六十六条 国及び地方公共団体は、沖縄の特性に即した中小企業の振興に資するため、中小企業者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(課税の特例)

第六十五条 第三十六条の規定は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者について準用する。

2| 電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第三号に規定するガス状炭化水素であつて関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七一・一一号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。)については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

第八節 中小企業の振興

(新設)

(中小企業等経営強化法の特例)

第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者(沖縄においてその業種における経営革新(中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。)による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。)及び特定組合等(特定中小企業者により構成される同法第二条第一項第八号及び同条第二項第二号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)が単独で又は

第十四条第一項		共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖縄経営革新指針」という。）を定めなければならない。
特定事業	特定事業者は	2 沖縄経営革新指針には、沖縄の中小企業の特性に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。
		一 経営革新の内容に関する事項
		二 経営革新の実施方法に関する事項
		三 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項
		3 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。
特定事業	特定事業者等	4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
		5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
特定事業	特定中小企業者等（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は	特定中小企業者等（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は

第十四条第三 項第一号	第十四条第三 項	第十四条第二 項第五号				
基本方針	行政庁	特定事業 者（第二 条第五項 第七号及 び第八号 に掲げる 者に限る 。）	行政庁	経済産業 省令	若しくは 連合会又 は会社	者 が
沖縄振興特別措置法第六十六条 第一項に規定する沖縄経営革新 指針	沖縄県知事	特定組合等	沖縄県知事	内閣府令・経済産業省令	若しくは連合会（特定組合等に 該当するものに限る。）又は会 社（同法第六十六条第一項に規 定する特定業種に属する事業を 行う沖縄の会社に限る。以下こ の項において同じ。）	

第十五条第一項	特定事業者	経済産業省令	その承認をした行政庁	第十五条第二項	特定事業者	第二十二條第二項から第四項まで及び第二十三條第一項各号	特定事業者	第二十四條第一項第一号及び第三号	経済産業省令・財務省令	都道府県	第六十九條第二項	第七十條第二項
特定中小企業者等	内閣府令・経済産業省令	沖縄県知事	沖縄県知事	沖縄県知事	特定中小企業者		特定中小企業者等	内閣府令・経済産業省令・財務省令	沖縄県	沖縄県知事		沖縄県知事

第六十七條 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策を推

(削る)

(手続に係る負担の軽減)

(新設)

第六十七條から第七十一條まで 削除

第七十六條第一項	第七十二條第二項	第七十一條第二項	第七十條第八項	項
第七十一條第五項を除く。	都道府県知事	行政庁	都道府県	特定事業者
第七十一條第二項(沖縄振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項	内閣府令・経済産業省令	沖縄県知事	沖縄県	特定中小企業者
内閣総理大臣及び経済産業大臣	内閣府令・経済産業省令	沖縄県知事	沖縄県	特定中小企業者

進するに当たっては、その実施に際して必要となる手続について簡素化又は合理化その他の措置を講ずることにより中小企業者の負担の軽減を図るよう努めるものとする。

(削る)

第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例

(沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務)

第六十八条 沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項若しくは第三項又は第二十一条の業務のほか、沖縄における新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 沖縄において新たな事業を行う者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 (略)

(沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第六十九条 前条第一号の規定により公庫の業務が行われる場合には、沖縄振興開発金融公庫法第十九条の二中「同項第一号の二の規定による出資の額」とあるのは「同項第一号の二及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十八条第一号の規定による出資の額」と、「又は同項第一号の二の規定による出資」とあるのは「又は同項第一号の二若しくは沖縄振興特別措置法第六十八条第一号の規定による出資」とする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のため

(資金の確保等)

第七十二条 国及び地方公共団体は、沖縄の中小企業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例

(沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務)

第七十三条 沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、沖縄における新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 沖縄において新たに事業を開始しようとする者、事業を開始した日以後五年を経過していない者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 (略)

(沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第七十四条 前条第一号の規定により公庫の業務が行われる場合には、沖縄振興開発金融公庫法第十九条の二中「同項第一号の二の規定による出資の額」とあるのは「同項第一号の二及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第七十三条第一号の規定による出資の額」と、「又は同項第一号の二の規定による出資」とあるのは「又は同項第一号の二若しくは沖縄振興特別措置法第七十三条第一号の規定による出資」とする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のため

の特別措置

(削る)

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第七十条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(就職指導の実施)

第七十一条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、厚生労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（次項において「就職指導」という。）を行うものとする。

2 (略)

(給付金の支給)

第七十二条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

(職業指導等の措置)

第七十三条 前三条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、沖縄の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

の特別措置

第七十五条から第七十七条まで 削除

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第七十八条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(就職指導の実施)

第七十九条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、厚生労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（次項において「就職指導」という。）を行うものとする。

2 (略)

(給付金の支給)

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

(職業指導等の措置)

第八十一条 前三条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、沖縄の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域雇用開発促進法の特例)

第七十四条 沖縄における地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の規定の適用については、同法第二条第二項第一号中「自然的経済的社会的条件」とあるのは、「経済的社会的条件」とする。

(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用除外)

第七十五条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二条から第三十条まで及び第三十三条（公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項に係る部分を除く。）の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

(人材の育成等)

第七十六条 国及び地方公共団体は、観光、情報通信、金融等の沖縄の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保のための措置並びに起業を志望する者に対する支援のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章 文化の振興等

(地域文化の振興)

第七十七条 国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(地域雇用開発促進法の特例)

第八十二条 沖縄における地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の規定の適用については、同法第二条第二項第一号中「自然的経済的社会的条件」とあるのは、「経済的社会的条件」とする。

(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用除外)

第八十三条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二条から第三十条まで及び第三十三条（公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項に係る部分を除く。）の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

(人材の育成等)

第八十三条の二 国及び地方公共団体は、観光、情報通信、金融等の沖縄の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保のための措置並びに起業を志望する者に対する支援のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(新設)

第五章 文化の振興等

(地域文化の振興)

第八十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(良好な景観の形成)

第七十八条 国及び地方公共団体は、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第七十九条 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に資するため、エネルギーの使用の合理化の促進、再生可能エネルギー源の利用の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

(子育ての支援等)

第八十条 国及び地方公共団体は、沖縄における子育ての支援の充実に資するため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、沖縄における子どもの貧困対策（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）による子どもの貧困対策をいう。以下この項において同じ。）の推進に資するため、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にある子どもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援、子どもの貧困対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努める

(良好な景観の形成)

第八十四条の二 国及び地方公共団体は、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第八十四条の三 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新設)

(子育ての支援等)

第八十四条の四 国及び地方公共団体は、沖縄における子育ての支援の充実に資するため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(新設)

ものとする。

(科学技術の振興等)

第八十一条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術に関する関係者間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(デジタル社会の形成)

第八十二条 国及び地方公共団体は、沖縄におけるデジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。)の形成に資するため、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

(国際協力及び国際交流の推進)

第八十三条 国は、沖縄の経済及び社会の発展に資するため、沖縄の国際協力及び国際交流に係る施策の推進に努めるものとする。

2 (略)

第八十四条 独立行政法人国際協力機構は、沖縄の特性に配慮し、

沖縄における開発途上地域からの技術研修員に対する研修及び当該研修に必要な機材の調達、国民等の協力活動(独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)第十三条第一項第四号に規定する活動をいう。)を志望する個人の訓練その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際協力の推進に資するよう努めるものとする。

(科学技術の振興等)

第八十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術に関する関係者間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(新設)

(国際協力及び国際交流の推進)

第八十六条 国は、沖縄の経済及び社会の発展に資するため、沖縄の国際協力及び国際交流に係る施策の推進に努めるものとする。

2 (略)

第八十七条 独立行政法人国際協力機構は、沖縄の特性に配慮し、

沖縄における開発途上地域からの技術研修員に対する研修及び当該研修に必要な機材の調達、国民等の協力活動(独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)第十三条第一項第四号に規定する活動をいう。)を志望する個人の訓練その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際協力の推進に資するよう努めるものとする。

第八十五条 独立行政法人国際交流基金は、沖縄の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあつせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

第一節 北部地域及び離島の地域の振興

(北部地域の振興)

第八十六条 国及び地方公共団体は、北部地域（沖縄の北部の地域のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、北部地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 北部地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置
- 二 北部地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、北部地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の北部地域の振興を図るために必要な措置

(離島の地域の振興)

第八十七条 国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置
- 二 離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の

第八十八条 独立行政法人国際交流基金は、沖縄の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあつせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

(新設)

(新設)

(新設)

拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備
その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置

（離島の旅館業に係る減価償却の特例）

第八十八条 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の新設、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第八十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備の新設、改修若しくは増設をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（新設）

（無医地区における医療の確保等）

第八十九条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づいて、無医地区に
関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車（患者輸送船を含む。）の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力的体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に
必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理
者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
 - 三 国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯
科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療
に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む

第二節 その他の措置

(無医地区における医療の確保等)

第九十条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づいて、無医地区に關し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車（患者輸送船を含む。）の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健師による保健指導等の活動

五 医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に對し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

。）に努めなければならない。

4 沖縄県知事は、国に對し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号及び第三号に掲げる事業並びに第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

7 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

8 国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(新設)

(離島の地域における高齢者の福祉の増進)

第九十条 国は、離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るため、地方公共団体その他の者が沖縄振興計画に基づいて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは、当該施設の整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

一	医師又は歯科医師の派遣
二	巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
三	国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
四	沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。
五	第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。
六	国は、前項の費用のうち、第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号及び第三号に掲げる事業並びに第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。
七	国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。
八	国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

（削る）

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第九十二条	（離島の地域の小規模校における教育の充実） 国及び地方公共団体は、離島の地域に所在する小規模の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程における教育の特殊事情に鑑み、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。
-------	---

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第九十二条 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(削る)

(削る)

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

第九十三条 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）

第九十二条の二 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

第九十三条 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九十四条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

第九十五条 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）

の定めるところによる。

(削る)

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第九十四条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

258 (略)

(沖縄振興交付金事業計画の作成)

第九十五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等(沖縄の市町村その他の者(以下「市町村等」という。))が実施する沖縄の振興に資する事業等であつて、沖縄県が当該事業等に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。)を実施するための計画(以下「沖縄振興交付金事業計画」という。)を作成することができる。

257 (略)

(交付金の交付等)

第九十六条 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施(沖縄の市町村等が実施する事業等に要する費用の全部又は一部の負担を含む。同項において同じ。)をしようとするときは、当該沖縄振興交付金事業計画を内閣

の定めるところによる。

第九十六条から第百四条まで 削除

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

258 (略)

(沖縄振興交付金事業計画の作成)

第百五条の二 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等(沖縄の市町村その他の者(以下「市町村等」という。))が実施する沖縄の振興に資する事業等であつて、沖縄県が当該事業等に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。)を実施するための計画(以下「沖縄振興交付金事業計画」という。)を作成することができる。

257 (略)

(交付金の交付等)

第百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施(沖縄の市町村等が実施する事業等に要する費用の全部又は一部の負担を含む。同項において同じ。)をしようとするときは、当該沖縄振興交付金事業計画を内

総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 国は、前項に規定する経費に第九十四条第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、前項の交付金の額を算定するものとする。

4 第二項の交付金を充てて行う事業等に要する費用については、第九十条第六項及び第九十四条第一項から第三項までの規定並びに他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

5 (略)

(基金)

第九十七条 沖縄県は、第九十五条第二項第二号に規定する事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

2 (略)

(沖縄の道路に係る特例)

第九十八条 沖縄振興計画に基づいて行う県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 5 (略)

(沖縄の河川に係る特例)

第九十九条 沖縄振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土

閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 国は、前項に規定する経費に第一百五条第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、前項の交付金の額を算定するものとする。

4 第二項の交付金を充てて行う事業等に要する費用については、第八十九条第六項及び第一百五条第一項から第三項までの規定並びに他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

5 (略)

(基金)

第一百五条の四 沖縄県は、第一百五条の二第二項第二号に規定する事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

2 (略)

(沖縄の道路に係る特例)

第一百六条 沖縄振興計画に基づいて行う県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 5 (略)

(沖縄の河川に係る特例)

第一百七条 沖縄振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土

交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

25（略）

6 第一項の規定により国土交通大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第九十九条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第九十九条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法の規定を適用する。

79（略）

（沖縄の港湾に係る特例）

第百条 沖縄振興計画に基づいて行う港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

210（略）

（国有財産の譲与等）

第百一条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十

通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

25（略）

6 第一項の規定により国土交通大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第七十七条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七十七条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法の規定を適用する。

79（略）

（沖縄の港湾に係る特例）

第百八条 沖縄振興計画に基づいて行う港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

210（略）

（国有財産の譲与等）

第百九条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十

三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）

第百二条 地方公共団体が沖縄振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第九章 沖縄振興審議会

（沖縄振興審議会の設置及び権限）

第百三条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会を置く。

2 （略）

（沖縄振興審議会の組織等）

第百四条 沖縄振興審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一五 （略）

26 （略）

第十章 雑則

（土地の利用についての配慮）

第百五条 国及び地方公共団体は、沖縄において土地（公有水面を含む。）をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が沖縄振興計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）

第百十条 地方公共団体が沖縄振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第九章 沖縄振興審議会

（沖縄振興審議会の設置及び権限）

第百十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会を置く。

2 （略）

（沖縄振興審議会の組織等）

第百十二条 沖縄振興審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一五 （略）

26 （略）

第十章 雑則

（土地の利用についての配慮）

第百十三条 国及び地方公共団体は、沖縄において土地（公有水面を含む。）をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が沖縄振興計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第百六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第七条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告並びに第八条第一項の規定による基準の策定及び確認に関する事項については、内閣総理大臣及び国土交通大臣

二 第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第二十九条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告並びに第三十一条第一項及び第二項の規定による基準の策定及び確認に関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

三 第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第三十五条の二第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、第三十六条の規定によ

(主務大臣等)

第百十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による観光地形成促進計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第七条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め及び同条第三項の規定による勧告に関する事項については、内閣総理大臣及び国土交通大臣

二 第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第二十九条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め及び同条第三項の規定による勧告に関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

三 第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第三十五条の二第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、第四十一条第五項

る基準の策定及び確認、第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第四十二条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、第四十三条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議、同条第三項の規定による認定の取消し、同条第四項の規定による通知並びに第五十条第一項及び第二項の規定による基準の策定及び確認に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第七条の二第三項の書類、同条第五項の公表及び第七条の三の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・国土交通省令

二 第二十一条第五項第三号の基準及び同条第六項の公告に関する事項については、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令
(削る)

三 第二十九条の二第三項の書類、同条第五項の公表、第二十九条の三の実施状況の報告及び第三十条第二項の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・総務省令・経済産業省令

四 第三十五条の三第三項の書類、同条第五項の公表、第三十五条の四の実施状況の報告、第四十二条の二第三項の書類、同条第五項の公表、第四十二条の三の実施状況の報告及び第四十四条第二項の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第四十二条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、第四十三条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議、同条第三項の規定による認定の取消し及び同条第四項の規定による通知に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

(新設)

一 第二十一条第五項第三号の基準及び同条第六項の公告に関する事項については、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令

二 第三十五条の三第三項の書類に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

(新設)

(新設)

(他の法律の適用除外)
 第七百七条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第百十六号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)の規定は、沖縄については、適用しない。

2 (略)

(政令への委任)

第八百八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	二
この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳	第七十条第二項及び第三項、第七十一条、第七十二条並びに第七十五条
	第七十四条

(他の法律の適用除外)

第一百五条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第百十六号)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)の規定は、沖縄については、適用しない。

2 (略)

(政令への委任)

第一百六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	二
この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳	第七十八条第二項及び第三項、第七十九条、第八十条並びに第八十三条
	第八十二条

	発促進法第五条第五項の規定による同意を得た地域雇用開発計画	
三	沖縄振興計画に基づく事業等で、令和十四年度以後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るもの	第九十条及び第九十条から第百条まで
四	第九十九条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム	第九十九条第六項

(削る)

(削る)

(特別勘定等)

第三条 公庫は、第六十八条各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第五条第一項に規定する業務に係る勘定において整理しなければならない。

2 公庫は、第六十八条第一号に掲げる業務に関して、公庫の資本

	発促進法第五条第五項の規定による同意を得た地域雇用開発計画	
三	沖縄振興計画に基づく事業で、平成三十四年度以後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るもの	第八十九条及び第百五条から第百八条まで
四	第一百七十七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム	第一百七十七条第六項

3

この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例)
 第三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)附則第五条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、失効前の沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

(特別勘定等)

第四条 公庫は、第七十三条各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第五条第一項に規定する業務に係る勘定において整理しなければならない。

2 公庫は、第七十三条第一号に掲げる業務に関して、公庫の資本

金のうち政令で定める金額をもって当該業務の資金に充てるものとする。

3 公庫は、第六十八条第一号に掲げる業務の遂行上必要があるときは、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第四条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金の運用によって生じた利益の一部を、当該業務の資金に充てることができる。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第九十四条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第五条第十号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第九十四条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第二号ロに掲げる交通安全施設等整備事業で第九十四条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第九十四条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

金のうち政令で定める金額をもって当該業務の資金に充てるものとする。

3 公庫は、第七十三条第一号に掲げる業務の遂行上必要があるときは、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第四条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金の運用によって生じた利益の一部を、当該業務の資金に充てることができる。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第一百五十五条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第五条第十号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一百五十五条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第二号ロに掲げる交通安全施設等整備事業で第一百五十五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一百五十五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第九十四条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第九十四条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 5 6 (略)

7 国は、第一項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第九十四条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 国は、第二項及び第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第九十四条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 10 (略)

(不発弾等に関する施策の充実)

第五条 国は、沖縄における今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるもの（以下この条において「不発弾等」という。）が沖縄の振興の支障となつてゐることに鑑み、その処理の促進を図るため、当分の間、地方公共団体の協力を得て、不発弾等の調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実について適切な配慮をするものとする。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 5 6 (略)

7 国は、第一項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第百五条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 国は、第二項及び第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第百五条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 10 (略)

(不発弾等に関する施策の充実)

第五条の二 国は、沖縄における今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるもの（以下この条において「不発弾等」という。）が沖縄の振興の支障となつてゐることに鑑み、その処理の促進を図るため、当分の間、地方公共団体の協力を得て、不発弾等の調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(経過措置)

第六条 地方公共団体が、旧法第十一条の規定により指定された工業等開発地区内において工業等の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十五条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

2| 地方公共団体が、旧法第十八条の二の規定により指定された情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十八条の四の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

3| 地方公共団体が、旧法第十八条の五の規定により指定された観光振興地域内において特定民間観光関連施設を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十八条の六第四項の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

4| 地方公共団体が、旧法第二十三条の規定により指定された自由貿易地域及び旧法第二十三条の二の規定により指定された特別自由貿易地域内において工業等の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第二十七条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

第六条 失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号。以下「旧法」という。）の失効の際現に旧法第十八条の八の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分は、第二十六条の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分とみなす。

2・3 （略）

第七条 旧法の失効の際現に旧法第二十四条第一項の認定を受けている者は、平成二十四年一部改正法による改正前の第四十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 （略）

第八条 旧法の失効の際現に旧法第七条第一項の規定により国土交通大臣が指定した区間は、第九十九条第一項の規定により国土交通大臣が指定した区間とみなす。

第九条 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十四号。次項において「旧法一部改正法」という。）による改正前の旧法により設立された沖縄電力株式会社に係る

5 地方公共団体が、旧法第二条第二項の離島の地域内において、旅館業の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は同地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第五十一条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

第七条 旧法の失効の際現に旧法第十八条の八の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分は、第二十六条の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分とみなす。

2・3 （略）

第八条 旧法の失効の際現に旧法第二十四条第一項の認定を受けている者は、平成二十四年一部改正法による改正前の第四十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 （略）

第九条 旧法の失効の際現に旧法第七条第一項の規定により国土交通大臣が指定した区間は、第一百七十七条第一項の規定により国土交通大臣が指定した区間とみなす。

第十条 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十四号。次項において「旧法一部改正法」という。）による改正前の旧法により設立された沖縄電力株式会社に係る

。電気事業法第三条第一項の許可については、なお従前の例による

2 (略)

(削る)

別表 (第九十四条関係)

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
一、二十	(略)	(略)
二十	老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設の整備
二十	(略)	十分の七・五以内
二十	(略)	(略)
二十	(略)	(略)
二十	(略)	(略)
七	(略)	(略)

。電気事業法第三条第一項の許可については、なお従前の例による

2 (略)

(平成二十二年度における沖縄の道路に係る国の負担割合の特例)
 第十一条 別表五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「改築」とあるのは、「改築、同法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業」とする。

別表 (第百五条関係)

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
一、二十	(略)	(略)
二十	老人福祉施設	老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の整備
二十	(略)	十分の七・五以内
二十	(略)	(略)
二十	(略)	(略)
二十	(略)	(略)
七	(略)	(略)

○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）（第二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせん） 第九条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすもののうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第十二条第一項及び第二十六条第二項において同じ。）又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあつせんを申請することができる。 2・3 （略） （拠点返還地の指定） 第二十六条 （略） 2 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還されることとなった場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、合同委員会において返還が合意されていない区域を含む土地の区域であつて、同項各号のいずれかに該当するものについても拠点返還地として指定することができる。この場合において、当該指定は、当該指定に係る区域が第二号に掲げる要件に該当することとなる当該駐留軍用地の返還をアメリカ合衆国から受けた日の翌日か	（駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせん） 第九条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすもののうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第十二条第一項において同じ。）又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあつせんを申請することができる。 2・3 （略） （拠点返還地の指定） 第二十六条 （略） （新設）

ら起算して一年を経過する日までに行うものとする。

一 当該指定に係る区域において一体的な土地利用が見込まれること。

二 当該指定に係る区域の相当部分について、合同委員会において返還が合意されていること。

3 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した拠点返還地の区域を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による拠点返還地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定により政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針（以下この条及び次条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定により前項の政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、第三十条第一項の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができる。

3
8 (略)

1 附則
(略)

2 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した拠点返還地の区域を変更するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による拠点返還地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針（以下この条及び次条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により前項の政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、第三十条第一項の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができる。

3
8 (略)

1 附則
(略)

3 ・ 4 (略)	2 この法律は、令和十四年三月三十一日限り、その効力を失う。
3 ・ 4 (略)	2 。この法律は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第七条） 第二章 役員及び職員（第八条―第十八条） 第三章 業務（第十九条―第二十三条） 第四章 会計（第二十四条―第三十一条） 第五章 監督（第三十二条―第三十三条の二） 第六章 雑則（第三十四条―第三十七条） 第七章 罰則（第三十八条―第四十条） 附則 （役員の解任） 第十二条の二（略） 2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。 二 四（略） 3・4（略） （業務の範囲） 第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資	目次 第一章 総則（第一条―第七条） 第二章 役員及び職員（第八条―第十八条） 第三章 業務（第十九条―第二十三条） 第四章 会計（第二十四条―第三十一条） 第五章 監督（第三十二条―第三十三条の二） 第六章 雑則（第三十四条―第三十六条） 第七章 罰則（第三十七条―第四十条） 附則 （役員の解任） 第十二条の二（略） 2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。 一 この法律若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。 二 四（略） 3・4（略） （業務の範囲） 第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資

金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。））、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。））、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地若しくは駐留軍用地跡地（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地をいう。）の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ・ハ （略）

一の二（二）（略）

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得又は借地権の取得その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。

金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。））、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。））、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ・ハ （略）

一の二（二）（略）

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する

イゝハ
(略)

(削る)

ニ その他政令で定める者

四ゝ九 (略)

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一ゝ二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。

四 指定訪問看護事業 介護保険法（平成九年法律第百二十三号

る業務で政令で定めるものを行うこと。

イゝハ (略)

ニ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに付随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う者

ホ 沖縄において土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体並びに土地区画整理事業を行う者

ヘ その他政令で定める者

四ゝ九 (略)

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一ゝ二 (略)

三 幼稚園等 幼稚園、幼保連携型認定こども園その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。

三の二 関連利便施設 学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものをいう。

三の三 関連公共施設 道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

三の四 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。

四 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。

四の二 指定訪問看護事業 介護保険法（平成九年法律第百二十

（第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。

五（略）
（削る）

3| 公庫は、第一項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

4| 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

（業務の委託等）

第二十條 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務（次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む。）のうち政令で定めるものを委託することができる。

2・3 （略）

（監督）

第三十二条 （略）

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。

五（略）

3| 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、融通法第七条に規定する資金の貸付けの業務を行う。

4| 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5| 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

（業務の委託等）

第二十條 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務（次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む。）のうち政令で定めるものを委託することができる。この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2・3 （略）

（監督）

第三十二条 （略）

2 主務大臣は、この法律及び融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関等、第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた地方公共団体（以下この章において「受託地方公共団体」という。）若しくは第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ハの規定に該当するもの（以下この項において「貸付けを受けた者」という。）に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関等、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関等又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2・3 (略)

第六章 雑則

(削る)

(報告及び検査)

第三十三条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関等（融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この章において同じ。）、第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた地方公共団体（融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体を含む。以下この章において「受託地方公共団体」という。）若しくは第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ハからホまでの規定に該当するものその他政令で定める者（以下この項において「貸付けを受けた者」という。）に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関等、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関等又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2・3 (略)

第六章 雑則

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五条 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はへの規定に該当するもの（同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。次項において同じ。）は、当該貸付金に係る住宅を同号ハ(1)又は(2)に掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

2 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金そ

(削る)

の他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はへの規定に該当するものは、当該住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅の家賃の額を契約し、又は受領することができない。

3 前項の住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五条の二 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ニの規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権を自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ホの規定に該当するもの（政令で定める事業に関し同号の規定による貸付けを受けた者を除く。）は、当該貸付金に係る土地又は借地権（関連利便施設の用に供されている土地又は借地権及び政令で定める土地を除く。以下この項において同じ。）を住宅又は政令で定める施設の建設のため土地又は借地権を必要とする者に対し、譲受人の資格及び譲受人の選定方法並びに譲渡価額（当該貸付けを受けた者が政令で定める者以外の者である場合に限る。）その他譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

2 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ニ又はホの規定に該当するもののうち政令で定めるものは、当該住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要と

(削る)

する場合においては、それらに要する費用を含む。」又は土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用、利息その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領することができない。

3| 第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

(幼稚園等の賃貸等)

第三十五条の三 第十九条第一項第三号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ、ニ又はホの規定に該当するもの（政令で定める事業に関し同号の規定による貸付けを受けた者を除く。）は、当該貸付金に係る幼稚園等その他政令で定める施設又は土地若しくは借地権を当該施設を必要とする者に対し、賃借人又は譲受人の資格、賃借人又は譲受人の選定方法その他賃貸又は譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸し、又は譲渡しなければならない。

2| 第三十五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による賃貸について、前条第二項の規定は前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、第三十五条第二項及び第三項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設又は政令で定める施設の建設若しくは整備」と、同条第二項中「住宅の家賃」とあるのは「幼稚園等又は政令で定める施設の賃貸料」と、前条第二項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設」と、「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用」とあるのは「政令で定める施設の建設若しくは整備に必要な費用（政令で定める費用を含む。）」と、「住宅、土地又は借地権」と

(協議)
第三十五条 主務大臣は、財形住宅貸付けに関し、第二十二条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(建築基準法及び宅地建物取引業法の適用)
第三十六条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項の規定の適用については、公庫は、国とみなす。

(主務大臣等)
第三十七条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。ただし、第三十三条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使用すること
を妨げない。

2
(略)

第七章 罰則
(削る)

あるのは「幼稚園等若しくは政令で定める施設又は土地若しくは
借地権」と読み替えるものとする。

(協議)
第三十五条の四 主務大臣は、財形住宅貸付けに関し、第二十二
条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣
に協議しなければならない。

(建築基準法及び宅地建物取引業法の適用)
第三十五条の五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十
八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一
項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含
む。）及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）
第七十八条第一項の規定の適用については、公庫は、国とみなす
。

(主務大臣等)
第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務
大臣とする。ただし、第三十三条第一項に規定する主務大臣の権
限は、内閣総理大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使用すること
を妨げない。

2
(略)

第七章 罰則

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者
で同号ハからヘまでの規定に該当するもの（同号ヘの規定に該当
するものにあつては、政令で定めるものに限る。）が、次の各号
のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社その他
の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第一項若しくは第三項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行ったとき。

四・六 (略)

附 則

(特定の資金の貸付け)

第五条 公庫は、当分の間、第十九条第一項若しくは第三項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産

一 第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は第十九条第二項第三号から第三号の三までに規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設（以下この条において「関連施設等」という。）を賃貸したとき。

二 第三十五条第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額を超えて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五条の二第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額を超えて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行ったとき。

四・六 (略)

附 則

(特定の資金の貸付け)

第五条 公庫は、当分の間、第十九条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継し

米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行うことができる。

2

公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九条第一項若しくは第三項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行う者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行うことができる。

た本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2

公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（沖縄振興開発金融公庫の在り方） 第十一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条の二第一項の沖縄振興基本方針に係る同条第三項に規定する令和四年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。 2・3 （略）	（沖縄振興開発金融公庫の在り方） 第十一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条の二第一項の沖縄振興基本方針に係る同条第三項に規定する平成二十四年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。 2・3 （略）

改 正 案	現 行
（内国消費税等に関する特例） 第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。 一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条及び次条において同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から令和八年九月三十日（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、令和十四年五月十四日）までの間に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置 二 （略） 三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して五十二年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置	（内国消費税等に関する特例） 第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。 一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条及び次条において同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五十年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置 二 （略） 三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して五十年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置

四〇六（略）

2
10（略）

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から令和八年十月一日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品（当該変更又は廃止があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額がこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を超えるものに限る。）を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二（略）

2 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の日から令和八年十月一日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減に関する措置の変更があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品（前項の課税物品を除く。）を所持する者がある場合には、当該課税物品については、政令で定めるところにより、その者を当該課税物品の製造者と、当該所持する場所を課税物品の製造場と、その者が所持する課税物品を当該変更があつた日にその者の当該

四〇六（略）

2
10（略）

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して五十年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品（当該変更又は廃止があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額がこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税の額を超えるものに限る。）を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二（略）

2 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の日から起算して五十年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減に関する措置の変更があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品（前項の課税物品を除く。）を所持する者がある場合には、当該課税物品については、政令で定めるところにより、その者を当該課税物品の製造者と、当該所持する場所を課税物品の製造場と、その者が所持する課税物品を当該変更があつた日にそ

課税物品の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、当該戻し入れたものとみなされた当該課税物品に係る内国消費税の額に相当する金額を前項の規定により課されるべき内国消費税の額から控除し、又は還付する。この場合において、当該課税物品に係る控除され、又は還付されるべき内国消費税の額に相当する金額は、当該変更があつた日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額から当該変更があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

の者の当該課税物品の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、当該戻し入れたものとみなされた当該課税物品に係る内国消費税の額に相当する金額を前項の規定により課されるべき内国消費税の額から控除し、又は還付する。この場合において、当該課税物品に係る控除され、又は還付されるべき内国消費税の額に相当する金額は、当該変更があつた日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額から当該変更があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（第六条関係）（令和十四年五月十五日時点）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		第 五 条 に よ る 改 正 後
3	2 三〃六（略）	（内国消費税等に関する特例） 第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。 一 及び二 削除
	3 沖縄県の区域内にある酒場、料理店その他これらに類する施設のうち、主として外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者又は当該区域に入域するその他の旅客に酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。次条第二項において同じ。）を提供する施設として政令で定めるところにより沖縄県知事の指定を受けた施設の経営者が	
3	2 三〃六（略）	（内国消費税等に関する特例） 第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に定める措置を定めることができる。 一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条及び次条において同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から令和八年九月三十日（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、令和十四年五月十四日）までの間に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置 二 削除
	3 沖縄県の区域内にある酒場、料理店その他これらに類する施設のうち、主として外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者又は当該区域に入域するその他の旅客に酒類を提供する施設として政令で定めるところにより沖縄県知事の指定を受けた施設の経営者が、当該施設において客の飲用に供する目的でウイスキー類（酒税法第三条第九号に規定する酒類をいい、	

、当該施設において客の飲用に供する目的でウイスキー類（酒税法第三条第九号に規定する酒類をいい、政令で定めるところにより、財務大臣の定める数量の範囲内において沖縄県知事が行う割当てを受けた数量の範囲内のものに限り。）をこの法律の施行の日から起算して三十年以内に保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、当該引取りに係る酒税を軽減する。

4 税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用を受ける課税物品（揮発油をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）の製造者又は当該課税物品を保税地域から引き取るうとする者に対し、政令で定めるところにより、当該課税物品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を表示すべきことを命ずることができる。

5
(略)

(削る)

(削る)

6 前項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

政令で定めるところにより、財務大臣の定める数量の範囲内において沖縄県知事が行う割当てを受けた数量の範囲内のものに限り。）をこの法律の施行の日から起算して三十年以内に保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、当該引取りに係る酒税を軽減する。

4 税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用を受ける課税物品（酒類又は揮発油をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）の製造者又は当該課税物品を保税地域から引き取るうとする者に対し、政令で定めるところにより、当該課税物品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を表示すべきことを命ずることができる。

5
(略)

6 第一項第一号の指定を受けようとする者は、当該製造場に係る製造設備の能力その他の政令で定める事項につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

7 第一項第一号の指定を受けた者は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるものを変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

8 税務署長は、第一項第一号の指定を受けた者が前項の承認を受けずに同項の確認に係る事項を変更した場合には、その指定を取り消すことができる。

9 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税（揮発油税又は地方揮発油税をいう。以下この節（第八十五条及び第八十七条を除く。）において同じ。）の軽減又は免除を受けた課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積込みをした者を当該課税物品の製造者と、当該積込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額（以下この項において「差額課税額」という。）から同条第一項の規定により課された、若しくは課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額又は当該差額課税額に同条第二項の規定により控除され、若しくは控除されるべき若しくは還付され、若しくは還付されるべき内国消費税に相当する金額を加算した金額）とする。

2・3 （略）

（削る）

（削る）

第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税（酒税、揮発油税又は地方揮発油税をいう。以下この節（第八十五条及び第八十七条を除く。）において同じ。）の軽減又は免除を受けた課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積込みをした者を当該課税物品の製造者と、当該積込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額（以下この項において「差額課税額」という。）から同条第一項の規定により課された、若しくは課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額又は当該差額課税額に同条第二項の規定により控除され、若しくは控除されるべき若しくは還付され、若しくは還付されるべき内国消費税に相当する金額を加算した金額）とする。

2・3 （略）

4| 第一項の規定の適用を受ける酒類を同項に規定する目的で継続的に船舶又は航空機に積み込む者として政令で定める者に該当する者が、政令で定めるところにより当該酒類の主たる積込み場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項の規定による申告書については、前項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定により当該酒類の製造場とみなされる場所は、その承認の際に指定を受けた場所とする。

5| 前項に定めるもののほか、同項の承認を受けた者が同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

改 正 案	現 行
13 1 附 則 12 (略) 第四十六條の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第六項、失効前の沖繩振興開發特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六條第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法附則第六項、失効前の沖繩振興開發特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第四條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開發特別措置法附則第九項、失効前の沖繩振興開發特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第四條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。 14 第四十六條の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開發特別措置法附則第九項、失効前の沖繩振興開發特	13 1 附 則 12 (略) 第四十六條の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第六項、失効前の沖繩振興開發特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六條第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開發特別措置法附則第六項、失効前の沖繩振興開發特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開發特別措置法附則第九項、失効前の沖繩振興開發特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。 14 第四十六條の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開發特別措置法附則第九項、失効前の沖繩振興開發特

別措置法附則第九条第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第四
条第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第十項若しく
は第十一項の規定による国の補助に係るものについては、適用し
ない。
15
20
(略)

別措置法附則第九条第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五
条第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第十項若しく
は第十一項の規定による国の補助に係るものについては、適用し
ない。
15
20
(略)

改 正 案	現 行
（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条（略） 2 4 （略） 5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。 一 三 （略） 四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項の交付金	（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条（略） 2 4 （略） 5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。 一 三 （略） 四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）<u>第一百五</u>条の三第二項の交付金

改 正 案	現 行
（公庫が行う貸付け） 第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項若しくは第三項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一・二 （略） 2 （略） 3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）又はこれらの法律」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業改良資金融通法第三条第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同号に規定する者（イ、ロ若しくはニに定める者又は同号に規定する者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び農業改良資金融通法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。	（公庫が行う貸付け） 第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一・二 （略） 2 （略） 3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業改良資金融通法第三条第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同号に規定する者（イ、ロ若しくはニに定める者又は同号に規定する者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。

○特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律で「特定港湾施設工事」とは、政令で定める港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）<u>第三条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百条第一項の規定により国土交通大臣が施行するものをいう。</u> （港湾管理者の負担割合の特例） 第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法<u>第一百条第三項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。</u> 一 六 （略）	（定義） 第二条 この法律で「特定港湾施設工事」とは、政令で定める港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）<u>第三条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百八条第一項の規定により国土交通大臣が施行するものをいう。</u> （港湾管理者の負担割合の特例） 第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法<u>第一百八条第三項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。</u> 一 六 （略）

(傍線の部分は改正部分)

– 97 –

二十一 s	(略)	(略)	(略)
二十四	(略)	(略)	(略)

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一〇二十の四（略） 二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七 十条の規定に限る。） 二十の六〇三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一〇二十の四（略） 二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七 十八条の規定に限る。） 二十の六〇三十三（略）

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（附則第二十條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資） 第十條 （略） 2・3 （略） 4 沖縄振興開発金融公庫の行う第二項の規定による業務に関する沖縄振興開発金融公庫法第三十二條第二項及び第三十九條第六号の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律及び勤労者財産形成促進法」とする。	（独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資） 第十條 （略） 2・3 （略） 4 沖縄振興開発金融公庫の行う第二項の規定による業務に関する沖縄振興開発金融公庫法第三十二條第二項及び第三十九條第六号の規定の適用については、同項中「<u>及び融通法</u>」とあるのは、「<u>、融通法</u>及び勤労者財産形成促進法」とする。

改 正 案	現 行
（公庫が行う貸付け） 第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項若しくは第三項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一・二 （略） 2 （略） 3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）又はこれらの法律」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。	（公庫が行う貸付け） 第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一・二 （略） 2 （略） 3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 六（略） 七 河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） イ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業 ロ（略） 八（略）	（定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 六（略） 七 河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） イ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業 ロ（略） 八（略）

改 正 案	現 行
第二十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒（同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この項及び同号において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（同法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の六第八項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既にこの項の規定の適用を受けている製造場を除く。以下この項及び第三項において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（第七項第三号において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の	第二十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒（同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この項及び同号において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（同法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の六第八項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十一条第一項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既にこの項の規定の適用を受けている製造場を除く。以下この項及び第三項において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（第七項第三号において「認定計画特定施設」という。）内の

製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。	2 11 (略)
場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。	2 11 (略)

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （検討） 第十四条 国は、<u>おおむね五年ごとに</u>、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	附 則 （検討） 第十四条 国は、<u>この法律の施行後十年を目途として</u>、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第二十五条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二百二十二条 附則第三十七条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十一条第一項の規定による年金たる給付（これらの給付のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）並びに附則第六十一条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十五条第一項の規定による年金たる給付（これらの給付のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第四項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。	附 則 （株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二百二十二条 附則第三十七条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十一条第一項の規定による年金たる給付（これらの給付のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）並びに附則第六十一条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十五条第一項の規定による年金たる給付（これらの給付のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
附 則 (所掌事務の特例) 第二条 (略) 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。					
期 限		事 務			
(削る)		(削る)			
(略)		(略)			
令和十三年三月三十一日		一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。			

附 則 (所掌事務の特例) 第二条 (略) 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。					
期 限		事 務			
令和四年三月三十一日		沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。			
(略)		(略)			
令和十三年三月三十一日		一 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。			

3 (略)		(特命担当大臣の掌理する事務の特例) 第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。	
令和十四年三月三十一日		二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
令和十四年三月三十一	期間	(略)	事務
附則第二条第二項の表令和十四年三		(略)	

3 (略)		(特命担当大臣の掌理する事務の特例) 第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。	
(新設)		二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。	(新設)
令和四年三月三十一日	期間	(略)	事務
附則第二条第二項の表令和四年三月		(略)	

日までの間	月三十一日の項の下欄に掲げる事務
(審議会等の設置の特例) 第四条 令和十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。 (総合事務局の所掌事務の特例) 第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 (略) 二 附則第二条第二項の表令和十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務	(審議会等の設置の特例) 第四条 令和四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。 (総合事務局の所掌事務の特例) 第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 (略) 二 附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
附 則 1 （略） （所掌事務の特例） 2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。					附 則 1 （略） （所掌事務の特例） 2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。				
期 間	事 務	期 間	事 務	（略）	期 間	事 務	期 間	事 務	（略）
令和五年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。	令和十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。	（略）	平成三十五年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。	平成三十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。	（略）
令和九年三月三十一日	一 駐留軍等の再編の円滑な実施に	平成三十九年三月三十	一 駐留軍等の再編の円滑な実施に	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

までの間	関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に關すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に關すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。	3 (略) 4 (職員の身分取扱いの特例) 第四十一条の規定の適用については、令和五年五月十六日まで の間、同条中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる 事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務又は 同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍關係離職者等臨時措 置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金
------	--	--

一日までの間	関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に關すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に關すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。	3 (略) 4 (職員の身分取扱いの特例) 第四十一条の規定の適用については、平成三十五年五月十六日 までの間、同条中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲 げる事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務 又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍關係離職者等臨 時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給
--------	--	--

に關する事務」とする。 (特別の機關の設置の特例) 5 令和九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編關連振興會議を置く。	付金に關する事務」とする。 (特別の機關の設置の特例) 5 平成三十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編關連振興會議を置く。
--	--